

令和2年度
地方公務員の退職状況等調査

総務省
自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室

目 次

調査要領	1
------------	---

第1 調査結果（全体）

(1) 令和2年度離職者

退職状況等調査結果のポイント	8
第1表 職種別事由別離職者数	9
第2表 定年退職者の年齢	10
第3表 早期退職募集制度による退職者の年齢	11
第4表 勧奨退職者の年齢	12
第5表 普通退職者（在職期間の通算を伴う退職者等を除く）の年齢	13
第6表 早期退職募集制度の実施状況等	15
第7表 勧奨退職の実施状況等	15

(2) 令和元年度離職者

第8表 定年退職者の再就職状況	17
第9表 勧奨退職者の再就職状況	19

第2 調査結果（団体区分別）

(1) 令和2年度離職者

第10表 【都道府県】事由別離職者数	23
第11表 【指定都市】事由別離職者数	24

(2) 令和元年度離職者

第12表 【都道府県】定年退職者の再就職状況	25
第13表 【都道府県】勧奨退職者の再就職状況	26
第14表 【指定都市】定年退職者の再就職状況	27
第15表 【指定都市】勧奨退職者の再就職状況	28

調査要領

1 調査目的

本調査は、地方公務員の退職状況等に係る実態を把握することにより、地方公務員の高齢対策に資することを目的とする。

2 調査対象団体

都道府県、指定都市、市（指定都市を除く。以下同じ。）、特別区、町村、一部事務組合及び広域連合。

3 調査対象職員

調査対象職員は、調査対象団体に属する一般職の地方公務員（会計年度任用職員、臨時的任用職員、再任用職員、法律により任期の定めのある職員、大学の学長及び部局長を除く。以下「職員」という。）である。

4 区分

（1）職種

ア 一般行政職

税務職、海事職、研究職、医療職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職及び警察職以外の職をいうものであること。

イ 税務職

国の税務職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

ウ 海事職

国の海事職俸給表（一）又は（二）のいずれかの適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

エ 研究職

国の研究職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

オ 医療職

国の医療職俸給表（一）、（二）又は（三）のいずれかの適用を受ける者に相当する職員及び獣医師（獣医師としての資格を有し、保健所、家畜保健衛生所等において現実に獣医師として本来の業務に従事している職員に限る。）（企業職の職員は除く。）をいうものであること。

カ 福祉職

国の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

キ 消防職

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 11 条第 1 項に規定する消防職員及び同法第 19 条第 1 項に規定する消防団員（常勤の職員に限る。）をいうものであること。なお、消防組織がない市町村において、専ら消防事務に従事し、消防費に係る予算から給与が支給されている者の数は含まれないものとする。

ク 企業職

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号に規定する職員をいうものであること。

ケ 技能労務職

国の行政職俸給表（二）の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

コ 教育職

次の①から⑤までのいずれかに該当する者をいうものであること。

- ① 国の教育職俸給表（一）の適用を受ける者に相当する職員（したがって、一般職員のうちの教務職員（昭和 32 年人事院指令 9-56 第 1 項第 1 号に規定する者に準ずる職員）が含まれる。）
- ② 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 136 号）第 1 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「旧給与法」という。）別表第 6 の教育職俸給表（二）の適用を受ける者（人事院規則 9-2-48 による改正前の人事院規則 9-2（以下「旧規則」という。）第 9 条第 2 号及び第 3 号に規定する者を除く。）に相当する職員及び特別支援学校・専修学校・各種学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員
- ③ 旧給与法別表第 6 の教育職俸給表（三）の適用を受ける者に相当する職（枠外教員を含む。）（特別支援学校で教育に従事する職員を除く。）
- ④ 国の教育職俸給表（二）の適用を受ける者（旧規則 9-2 第 10 条の 2 第 1 号に規定する者に限る。）に相当する職員
- ⑤ 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 2 条第 5 項に規定する指導主事（充て指導主事を除く。）及び社会教育主事

サ 警察職

国の公安職俸給表（一）の適用を受ける者に相当する職員をいうものであること。

(2) 団体区分

- ① 「市・特別区」とは、市及び特別区の合計であること。
- ② 「一部事務組合等」とは、一部事務組合及び広域連合をいうものであること。

5 留意事項

(1) 第1表関係

- ① 令和2年度中に地方公共団体を離職した者（再任用職員を除く。）の状況を調査しているものであること。
- ② 「定年退職」には、勤務延長後に退職した職員の数が含まれているものであること。
- ③ 「早期退職募集制度による退職」とは、任命権者が、年齢別人員構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的として、退職手当に関する条例に基づき、年齢、職位、勤務部署等の条件を示して退職希望者を募集し、これに応募した当該職員が退職することをいう。
- ④ 「勧奨退職」とは、任命権者が、人事管理上の目的から職員に対して退職を勧奨し、これに応じて当該職員が退職することをいう。

なお、本調査でいう勧奨退職は、以下の要件を満たすものである。

- 退職手当に関する条例（団体が加入する退職手当組合の条例を含む。以下同じ。）に基づき、割増した退職手当（自己都合退職に比し高い支給率を適用した手当又は退職手当の算定の基礎となる給料月額に加算した手当）が支給されているものであること。
- 任命権者が退職勧奨を行った事実について、人事委員会規則等に基づく記録が作成されているものであること。
- ⑤ 「普通退職」とは、定年退職、勧奨退職、早期退職募集制度による退職、分限免職、懲戒免職、失職及び死亡退職のいずれの事由にも該当しないで離職することをいう。例えば、自己都合による退職、⑥の在職期間の通算を伴う退職等のほか、いわゆる諭旨免職による離職などがある。
- ⑥ 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、⑤の普通退職のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していた者が、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

(2) 第2表から第5表関係

- ① 令和2年度中に定年退職、早期退職募集制度による退職、勧奨退職又は普通退職した者について、退職時の年齢を職種別年齢階級別に調査しているものであること。
- ② 定年退職、早期退職募集制度による退職及び勧奨退職の定義については、(1) 第1表関係②、③及び④と同じであること。普通退職の定義については、(1) 第1表関係⑤のうち、⑥の在職期間の通算を伴う退職等を除くものであること。

(3) 第6表及び第7表関係

- ① 「早期退職募集を行っている団体」及び「勧奨退職を行っている団体」について、その基準等を調査しているものであること。
- ② 各基準等については、複数回答が可能であること。
- ③ 任命権者により基準等が異なる場合については、首長部局における基準等が回答されているものであること。

(4) 第8表及び第9表関係

- ① 令和元年度中に定年又は勧奨退職した職員のうち、令和元年度中において再就職した者（令和2年4月1日時点に引き続いてその職にあった場合に限る。）及び令和2年度中において再就職した者について、各団体が知り得たものの状況を、離職前に従事していた職種及び再就職後の職等に着目して調査しているものであること。
- ② 「法第28条の4」には、地方公務員法（以下「地公法」という。）第28条の4の規定に基づき再任用された者の数が計上されているものであること。
- ③ 「法第28条の5」には、地公法第28条の5の規定に基づき再任用された者の数が計上されているものであること。
- ④ 「法第3条第3項第3号」には、地公法第3条第3項第3号に規定されている特別職の嘱託員等に採用された者の数が計上されているものであること。
- ⑤ 「法第22条の3第1項・第4項」には、地公法第22条の3第1項・第4項の規定に基づき臨時に任用された者の数が計上されているものであること。
- ⑥ 「他の地方公共団体」には、当該地方公共団体以外の地方公共団体に採用された者の数が計上されているものであること。

また、「うち法第28条の6」には、地公法第28条の6の規定に基づき当該地方公共団体以外の地方公共団体に再任用された者の数が内数として計上されているものであること。

- ⑦ 「地方独立行政法人」には、地方独立行政法人に再就職した者の数が計上されているものであること。
- ⑧ 「地方三公社」には、地方三公社（地方住宅供給公社法に基づき設立された地方住宅供給公社、地方道路公社法に基づき設立された地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社）に再就職した者の数が計上されているものであること。
- ⑨ 「非営利法人」には、非営利法人（公益法人、協同組合、共済組合、労働組合など）に再就職した者の数が計上されているものであること。

また、「うち出資あり」には、当該団体が出資している法人に再就職した者の数が内数として計上されているものであること。

- ⑩ 「営利法人」には、営利法人（会社法に基づく法人、相互会社、信用金庫など）に再就職した者の数が計上されているものであること。

また、「うち出資あり」には、当該団体が出資している法人に再就職した者の数が内数として計上されているものであること。

- ⑪ 「自営業」には、自家営業者として就いた者の数が計上されているものであること。

(5) 調査結果（団体区分別）第 10 表及び第 11 表関係

- ① 令和 2 年度中に地方公共団体を離職した者（再任用職員を除く。）の状況を都道府県及び指定都市の団体ごとに集計しているものであること。

(6) 調査結果（団体区分別）第 12 表から第 15 表関係

- ① 令和元年度中に定年又は勧奨退職した職員のうち、令和元年度中において再就職した者（令和 2 年 4 月 1 日時点に引き続いてその職にあった場合に限る。）及び令和 2 年度中において再就職した者について、各団体が知り得たものの状況を、離職前に従事していた職種及び再就職後の職等に着目して都道府県及び指定都市の団体ごとに集計しているものであること。

第1 調査結果（全体）

【令和2年度離職者】

- 退職状況等調査結果のポイント
- 第1表 職種別事由別離職者数
- 第2表 定年退職者の年齢
- 第3表 早期退職募集制度による退職者の年齢
- 第4表 勧奨退職者の年齢
- 第5表 普通退職者（在職期間の通算を伴う退職者等を除く）の年齢
- 第6表 早期退職募集の実施状況等
- 第7表 勧奨退職の実施状況等

第1 調査結果（全体）

【令和元年度離職者】

- 第8表 定年退職者の再就職状況
- 第9表 勧奨退職者の再就職状況

第2 調査結果（団体区分別）

【令和2年度離職者】

- 第10表 【都道府県】事由別離職者数
- 第11表 【指定都市】事由別離職者数

【令和元年度離職者】

- 第12表 【都道府県】定年退職者の再就職状況
- 第13表 【都道府県】勧奨退職者の再就職状況
- 第14表 【指定都市】定年退職者の再就職状況
- 第15表 【指定都市】勧奨退職者の再就職状況

